

9

## 治安对策

9  
治安  
对策

# 1 首都東京を守るテロ対応力の強化

## テロへの効果的対処

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) テロ対策の強化を図るための施設を建設すること。
- (3) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (4) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。

### <現状・課題>

世界各地では、爆発物、銃器、車両及び刃物等を使った、市民を標的としたテロ事件が相次いで発生しており、我が国においても、過激思想に影響を受けた者やテロ組織と関わりのない個人による同種のテロ事件が発生する可能性は否定できない。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が迫る中、大規模な国際スポーツ大会は、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象であることを踏まえると、首都東京におけるテロ対策の強化は、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

### <具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を駆使したテロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) 羽田空港の24時間開港に伴う国際線増便や、東京 2020 大会の開催決定を受け、空港を狙ったテロに備える「東京国際空港テロ対処部隊」を発足させたことから、同隊の拠点となり、訓練設備を備えた庁舎を建設すること。
- (3) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発ポスター等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョンや交通広告等のあらゆる媒体を使って情報発信することにより、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (4) CBRN鑑識を実現する最新のNBC検知資器材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資器材、次世代映像規格(4K)を取り入れたビデオ採証システム関連資器材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。

## 2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資器材の充実強化を図ること。

### <現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が続発しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」のような、大規模な国際スポーツ大会は、国際テロ組織やテロを実行する者にとって格好の攻撃対象であり、リオデジャネイロ2016大会、平昌2018大会では現にサイバー攻撃が実行されたことを踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

### <具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用

すること。

- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施（外部委託）して対処能力の向上を図るほか、海外の法執行機関やセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明のために必要な装備資器材の充実強化を図ること。

### 3 総合的な治安対策の充実・強化

#### 1 治安対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たなICTの活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。

#### <現状・課題>

平成30年中の都内における刑法犯認知件数は、11万4,492件で、犯罪抑止総合対策を開始した平成15年以降16年連続で減少し、戦後最少を記録した。これは、戦後最悪であった平成14年に比べて約6割も減少したことになり、各種取組の成果が着実に現れていると言える。

しかしながら、昨年11月に発表された「都民生活に関する世論調査」における「都政への要望」の中で、「治安対策」は、高齢者対策、防災対策に次いで挙げられ、その割合も約半数と高い割合を占めている。これは、極めて厳しい状況が続いている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、ストーカー・DVに起因する人身安全関連事案及び深刻な社会問題となっている児童虐待事案等により、都民が治安の回復を十分に実感するに至っていないことを意味している。

こうした状況の下、警視庁では、深刻化するサイバー空間の脅威への対処、テロ等不法事案の防圧検挙等への対応が新たに求められる一方、個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化するなどして、治安対策に係る負担は、従前と比べてむしろ増大している。

さらに、警視庁は、国会や官邸等をはじめとする政府機関が集中する首都の治安維持を担う警察としての特殊性を有していることから、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えており、東日本大震災に際しては、発災当日からこれまでに延べ23万人を超える職員を被災地に派遣するなど、日本警察の中核として、全国にわたる治安維持に当たる責務も担っている。

また、来年に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた治安責任を果たすことはもとより、大会前後の治安環境の変化を見据えた諸対策も、併せて進めていかなければならない。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条第4項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、55年度以降から現在までは15億円が交付

されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、さらに、東京 2020 大会に向け、治安対策を強化する必要があることから、首都警察の財政需要について適正な負担を求める。

- (2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るための各種防犯活動及びパトロール活動については、これまで、警察官個々の経験則等に基づく、様々な方法で行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AI 等の新たな ICT を活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。

また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、新たな ICT を活用して状況を予測することで、対応策の決定等を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たな ICT の活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

- (3) 東京都では、東京 2020 大会開催に向け、大型クルーズ客船の更なる誘致を目指しており、今後東京湾に同客船の発着等に対応できる新客船ふ頭が整備される予定である。

また、羽田空港でも同様に、首都圏空港の航空需要増加に対応するため、空港容量の更なる拡大と、国際線の増枠に必要な施設整備等を進め、東京の国際競争力を強化している。

これら国際海空港等における施設整備等の推進及び4月に施行された改正入管法の影響により、今後も外国人入国者数の大幅な増加が予想されているところ、これに伴う銃器薬物密輸入事犯の増加はもとより、特に外国人が嗜好とするコカイン等の違法薬物の所持・施用事犯の増加が懸念されている。

そこで、国内への違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、違法薬物密輸入事犯及びコカイン等の違法薬物事案の取締りに資する装備資器材の充実強化を図ることが不可欠である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 各種警察活動の高度化、迅速化、効率化を図るため、新たな ICT の活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
- 携帯型薬物特定システム
  - コカイン予試験試薬
- 等の装備資器材の充実強化を図ること。

## 2 暴力団の対立抗争事件等への警戒、取締り強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争事件等の警戒、取締り強化を推進するため、可能な限りの方策を駆使して情報収集の強化を図り、保護対策の万全と捜査活動に資する装備資器材を充実させること。

### <現状・課題>

- 1 暴力団情勢については、六代目山口組が3つに分裂した後、対立状態が継続しており、その動向は予断を許さない状況である。  
都内においても、暴力団が関わるトラブルのほか、準暴力団の台頭による利権をめぐる軋轢が懸念されている。
- 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）」制定以降、最大の抗争状態に直面している現状を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒及び視察を強化して動向を注視している。また、暴力団等から危害を被るおそれのある者に対する保護対策についても、暴力団対策の基盤活動として、都民、国民の生活の安全と平穏を確保する極めて重要な対策であり、これには、保護対象者の行動の把握とぐ犯者に関する情報の収集が重要となる。
- 3 今後も対立抗争の未然防止や発生時の早期対応及び保護対策等に万全を期すため、可能な限りの方策を駆使して情報収集を強化することが喫緊の課題であり、捜査活動に資する装備資器材の充実が必要である。

### <具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締りのため、捜査活動に資する装備資器材の充実を図ること。

### 3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う

#### 交通管制・交通規制対策

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

定周期式信号機の集中制御化、リアルタイム信号制御等の整備、光ビーコンの整備、視覚障害者用音響式信号機の整備、歩行者感応等制御の整備、エスコートゾーン等の整備及び交通規制標識等の整備を進めるため、お台場等の臨海地区及び羽田国際空港地区の道路を道路法に基づく補助対象道路とすること。

#### <現状・課題>

臨海地区及び羽田国際空港地区には、道路法に基づかない道路が一部あり、交通安全施設等整備事業における費用の補助対象道路となっていない。

同地区については、東京 2020 大会に係る関係車両の円滑な輸送と都市活動の安定な両立を図るため、オリンピックルートネットワークをはじめ、各競技会場や非競技会場として位置付けられる選手村、メディアセンター、羽田空港周辺などに直結する重要なルートであり、東京 2020 大会後も、レガシーとして残すべき地区である。

また、輸送の成否そのものが大会成功の鍵を握ることから、東京 2020 大会期間中に大会関係者、観客など 1 千万人以上の人の移動が生じる中で、同地区における整備を進めることにより、その実効性を担保するものである。

#### <具体的要求内容>

定周期式信号機の集中制御化、リアルタイム信号制御等の整備、光ビーコンの整備、視覚障害者用音響式信号機の整備、歩行者感応等制御の整備、エスコートゾーン等の整備及び交通規制標識等の整備は、いずれも交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和 41 年総理府・建設省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの各号に規定する指定道路特定事業としての補助を受けて整備を実施していることから、オリンピック会場等へ直結する臨海地区及び羽田空港地区の一部の道路についても、道路法に基づく補助対象道路とすること。



## 4 大規模災害対策の推進

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

災害対策資器材の充実強化を図ること。

### <現状・課題>

警視庁は、平成23年の東日本大震災をはじめ、近年では平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などに際し、部隊を派遣して現場における災害活動を行ってきた。

災害警備の適否は、事前にどれだけ準備できるかにかかっており、これまでの災害現場における救助活動で得られた経験を踏まえ、切迫する首都直下地震等の大規模災害に対する備えを万全にするため、災害対応能力の強化に向けた救助資器材及び現場支援資器材の拡充、充実を図るなど、大規模災害対策を強力に推進する必要がある。

### <具体的要求内容>

首都直下地震等の大規模災害に係る危機管理体制の強化に向け、救助部隊が長期間、継続した救助活動を可能にする現場支援資器材の充実により、災害発生時の事案対処能力の向上を図ること。

## 5 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

### <現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じ、平成30年中は、2,498人にまで増加し、全薬物押収量も増加傾向にあるなど、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。特に、大麻事犯による検挙人員は、734人と過去5年間で最多となり、中でも未成年者を含む30歳未満の年齢層の占める割合が半数を超えるなど、極めて深刻な事態となっている。

当庁では、薬物乱用防止を目的とする視聴覚DVDを作成し、YouTube 警視庁公式チャンネル内で視聴を可能にしているほか、ホームページや広報課ツイッターに、各分野の専門家の見解をまとめた「大麻を知ろう。～What's CANNABIS?～」を掲載するなど、インターネットやSNS等のメディアを通して青少年を含む都民、国民に対し広く広報啓発活動を推進している。今後は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催及び入管法改正による訪日外国人の増加が見込まれる中、海外における薬物の規制緩和を踏まえた密輸防止のため、国際海空港等水際における広報啓発活動も検討する必要がある。

覚醒剤事犯については、検挙被疑者の約6割以上が再犯者との平成29年の全国統計を踏まえ、当庁では、『NO DRUGS警視庁』と銘打ち、薬物再乱用防止に向けたセミナーを実施しているところ、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」及び「再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）」において、再犯の防止等に係る役割分担及び責務が規定されたことに伴い、今後、国、都及び市区町村、更には、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進しなければならない。

よって、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催するとともに、水際における密輸防止のための広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演及び簡易薬物検査キットを導入したセミナー等の充実を図る必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) ラジオ・テレビ放送に限らずインターネット・SNS等広域かつ不特定多数が視聴するメディアを活用し、国民が安易に違法薬物に手を出さないよう広報啓発活動を推進すること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

## 6 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 防犯カメラや自発光式表示板等の整備を図ること。
- (2) 子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

### <現状・課題>

平成30年中における都内のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案(DV)の相談件数、児童虐待事案における通告児童数は、いずれも高水準で推移しているところ、子供や女性が被害者になるケースが多い人身安全関連事案に対処するための対策は喫緊の課題である。

また、コミュニティサイト等に起因する事犯の被害も、依然として後を絶たないほか、女性の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する問題、「JKビジネス」により児童が性犯罪被害に遭う問題及び若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあり、更には通学路において子供が被害者となる事案が発生するなど、子供や女性が被害者となる犯罪等の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

- (1) 警視庁では、自治体等と連携し、民間団体に対して街頭防犯カメラの設置を働きかけているが、大規模な設置は見込めない現状であることから、犯罪発生の蓋然性が極めて高い繁華街における犯罪の予防及び被害の未然防止を図るため、街頭防犯カメラシステムを導入しているところである。

現在、繁華街に設置している街頭防犯カメラは、一定の犯罪抑止力を挙げているが、イベントの開催時には人が集中し、子供や女性を対象とした痴漢行為等のわいせつ事案や、通行する車両を横転させるなどの器物損壊等の粗暴事案が発生するなど、高性能の街頭防犯カメラを増設する必要性が依然として高い。

また、同システムの犯罪抑止力を更に高めるためには、街頭防犯カメラが設置されていることを、多言語表示可能な表示板を使用して、来日外国人等を含めた人々により広く周知する必要がある。

- (2) 警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成29年7月施行の「JKビジネス」の営業を規制する条例、平成30年2月施行のいわゆる「自画撮り画像」を要求する行為に罰則を設けた「東京都青少年の健全な育成に関する条例(都青少年育成条例)」に基づく取締り、更には、同年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における子供の安全確保のための対策を推進している。

これら諸問題に対しては、警察のみならず、関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 渋谷スクランブル交差点に、街頭防犯カメラシステムを増設すること。  
既存の街頭防犯カメラシステム整備地区に対し、広報啓発に有効な自発光式表示板、デジタル式表示板を導入すること。
- (2) アダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」及びいわゆる「自画撮り」に関する被害の発生等、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえて、従前からのストーカー・DV等人身安全関連事案対策に加え、子供、女性等を犯罪から守り、さらには通学路等における子供の安全を確保するため、関係行政機関、民間団体及び業界団体等と連携した広報啓発活動を推進すること。

## 7 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する機器を充実強化すること。

### <現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を中心とした被害者を言葉巧みに騙して財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生し、都民、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっている。

被害を防止するためには、都民、国民に対し、犯人の電話に出ないことが被害防止につながることや、最新の手口などの広報啓発活動により、国民に広く周知することが不可欠であることから、都道府県別の個別の広報のみでなく、全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な広報の実施が必要である。

また、犯行予兆電話、いわゆるアポ電をきっかけとした強盗事件が連続発生したことからも、高齢者宅に自動通話録音機等の防犯機器の設置を推進する必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の手口等を周知するための広報啓発活動を推進すること。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する自動通話録音機等の機器の充実強化を図ること。

### 参 考

#### 平成 30 年中の特殊詐欺被害状況

都内	認知件数	3,913 件	(前年比+403 件、+11.5%)
	被害額	約 84.5 億円	(前年比+約 4.7 億円、+5.9%)
全国	認知件数	16,493 件	(前年比-1,719 件、-9.4%)
	被害額	約 356.8 億円	(前年比-約 38.0 億円、-9.6%)

## 8 サイバーセキュリティ対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動を推進すること。

### <現状・課題>

情報通信技術の進化に伴い、生活が豊かになる反面、その技術を悪用した新たな犯罪が発生するなど、サイバー空間の脅威は日々深刻化している。

近年内閣府が実施した世論調査の結果では、インターネットの利用に関連するトラブルについて「不安がある」、不安に感じる犯罪について「インターネットを利用した犯罪」が最も多く挙げられている一方で、インターネットを安全・安心に利用するための対策に「何を行えばよいか分からない」との回答も散見されるなど、サイバーセキュリティ対策に関する知識が十分に浸透されていない現状にある。

さらには、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、サイバー空間を利用した観戦チケットにかかる詐欺や大会運営に携わる企業を狙った標的型メール攻撃等、全国に被害を及ぼす事案の発生が懸念されている。

こうした中、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略の改定について(平成30年9月6日付け警察庁乙官発第11号ほか)」において、民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が掲げられており、警視庁では、区市町村及び商工会議所等と協定を締結し、中小企業者に対する支援を行うなど、社会全体のサイバーセキュリティ対策の強化に向けて取り組んでいる。

### <具体的要求内容>

都民、国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、チラシの配布やポスターの掲示による周知方策のほか、大手SNS企業との連携による全国規模の情報発信、実際にパソコンやスマートフォンに触れることができる体験型イベント及び中小企業者を対象とした実機セミナーを拡充するなど、総合的な広報啓発活動を強化するとともに、それを推進するための財源を確保すること。

## 9 特例施設占有者に対する権限行使の義務化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

### <現状・課題>

近年、拾得物取扱量が急増し、平成30年中は都内において約414万件という過去最多の数字を記録するなど、拾得物取扱件数が増加し続けている状況である。

こうしたことから、遺失物業務にかかる事務の見直し等を実施することが当庁としての喫緊の課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割を占め、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約5割を占める現状にある。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、そのほとんどは、これに拠らず警察署に提出している状況であり、警察署の大きな負担となっている。

### <具体的要求内容>

特例施設占有者に対し、遺失物法（平成18年法律第73号）において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

## 4 国民保護事案に関する対策の推進

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)  
(都所管局 総務局)

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) 北朝鮮のミサイル発射や核実験に関する情報収集、地方公共団体や国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 国民に対して普及啓発を積極的に行い、国民保護の事態に応じた対応に関する理解を一層促進すること。
- (4) EMP（電磁パルス）攻撃について被害予測や対策などを的確に実施するとともに、地方公共団体などに対しても情報提供を行うこと。

### <現状・課題>

北朝鮮は、平成28年から平成29年にかけて弾道ミサイル発射を繰り返し、日本の排他的経済水域や太平洋上に落下する事態もたびたび生じており、一部の地域においてはJアラートによるミサイル発射情報の伝達が行われた。

また、平成29年9月3日には6回目の核実験を強行するなど、こうした北朝鮮の挑発行動は北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

北朝鮮は平成30年4月に核実験と大陸間弾道ミサイル発射実験中止、北部の核実験場廃棄を宣言し、その後、南北首脳会談、米朝首脳会談が実施された。これらの会談では、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むこととしたものの、いまだ米朝間で合意に至っていない。このため、非核化や既存ミサイルの廃棄が実現されたわけではないことに加え、令和元年5月以降、北朝鮮は短距離弾道ミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。

さらに、通信・電力等のインフラが狭い国土に集積している我が国においては、EMP攻撃も深刻な問題である。

今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを控え、世界から多くの来訪者も見込まれている。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。



- (2) ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細な情報及び核実験に関する情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。あわせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。
- (3) 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。
- (4) EMP攻撃については、国民生活に不可欠な社会的インフラに対し、広範囲にわたり多大な影響を及ぼすことが懸念される事案であり、国として対応すべき課題である。そのため国は検討を加速化させ、被害や国民生活への影響を予測し、対策についての的確に実施するとともに、早急に地方公共団体や国民に対しても情報提供を行うこと。

### 参 考

#### ○ 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射の最近の状況

##### 【核実験実施】

- 平成29年9月3日（6回目）
- 平成28年9月9日（5回目）
- 平成28年1月6日（4回目） など

##### 【弾道ミサイル等発射】

- 令和元年5月4日以降、8月24日まで（短距離弾道ミサイル等を合計9回、18発発射）
- 平成29年11月29日（排他的経済水域に着水）
- 平成29年9月15日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
- 平成29年8月29日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動） など

#### ○ 朝鮮半島の非核化に向けて実施された主な会談

- 平成30年4月27日  
南北首脳会談（朝鮮半島の完全な非核化実現を目標とした「板門店宣言」署名）
- 平成30年6月12日  
米朝首脳会談（シンガポール）（朝鮮半島の完全な非核化に取り組む「共同声明」署名）
- 平成31年2月27日、28日  
米朝首脳会談（ベトナム・ハノイ）（非核化に向けた交渉決裂）
- 令和元年6月30日  
米朝首脳会談（板門店）（非核化交渉の再開に合意）